



発行 新潟県

**第 62 号**

平成30年8月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 41 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）
- 42 新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(廃棄物対策課)

訓 令

- 12 新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）
- 13 新潟県職員健康管理規程の一部改正（人事課）

告 示

- 872 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 873 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 874 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 875 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 876 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 877 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 878 保安林の指定（治山課）
- 879 保安林の指定（治山課）
- 880 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 881 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 882 道路の区域変更（道路管理課）
- 883 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 採石業務管理者試験の実施（河川管理課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 51 新潟県知事選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定（選挙管理委員会）

監査委員告示

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者（監査委員事務局）

教育委員会告示

- 12 博物館法に基づく施設の名称の変更登録（文化行政課）

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月10日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第41号**

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(福祉事務所長への委任)</p> <p><b>第 6 条</b> 次に掲げる事務は、福祉事務所に委任する。</p> <p>(1)～(8)の 2 (略)</p> <p><u>(8)の 3 生活保護法第55条の 5 第 1 項の規定により、進学準備給付金を支給すること。</u></p> <p><u>(8)の 4 生活保護法第55条の 6 の規定により、被保護者等に報告を求めること。</u></p> <p>(9)～(15)の 2 (略)</p> <p>(15)の 3 生活保護法第78条第 3 項の規定により、就労自立給付金費又は<u>進学準備給付金費</u>の費用の額等を徴収すること。</p> <p>(16)～(23) (略)</p> <p>(24) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第 105号）<u>第 6 条第 1 項</u>の規定により、生活困窮者住居確保給付金を支給すること。</p> <p><u>(24)の 2 生活困窮者自立支援法第 7 条第 1 項に規定する生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業に係る支援を決定すること。</u></p> <p>(25) 生活困窮者自立支援法第 7 条第 2 項に規定する生活困窮者一時生活支援事業に係る支援を決定すること。</p> <p>(26) 生活困窮者自立支援法第16条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業に係る支援を決定すること。</p>	<p>(福祉事務所長への委任)</p> <p><b>第 6 条</b> 次に掲げる事務は、福祉事務所に委任する。</p> <p>(1)～(8)の 2 (略)</p> <p><u>(8)の 3 生活保護法第55条の 5 の規定により、被保護者等に報告を求めること。</u></p> <p>(9)～(15)の 2 (略)</p> <p>(15)の 3 生活保護法第78条第 3 項の規定により、就労自立給付金費の費用の額等を徴収すること。</p> <p>(16)～(23) (略)</p> <p>(24) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第 105号）<u>第 5 条第 1 項</u>の規定により、生活困窮者住居確保給付金を支給すること。</p> <p>(25) 生活困窮者自立支援法<u>第 6 条第 1 項</u>に規定する<u>生活困窮者就労準備支援事業</u>、生活困窮者一時生活支援事業及び<u>生活困窮者家計相談支援事業</u>に係る支援を決定すること。</p> <p>(26) 生活困窮者自立支援法<u>第10条第 3 項</u>に規定する認定生活困窮者就労訓練事業に係る支援を決定すること。</p>

**附 則**

この規則は、平成30年10月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 8 号の 3 の改正、同号を第 8 号の 4 とし、第 8 号の 2 の次に 1 号を加える改正及び同条第15号の 3 の改正は、公布の日から施行する。

新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年8月10日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第42号

新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例施行規則（平成17年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(小規模産業廃棄物処理施設における処理の帳簿)</p> <p><b>第5条</b> 条例第11条第1項に規定する規則で定める事項は、処理する産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物（<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。以下同じ。</u>）、<u>水銀使用製品産業廃棄物（同号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物をいう。以下同じ。）</u>又は<u>水銀含有ばいじん等（同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等をいう。以下同じ。）</u>が含まれる場合は、左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる事項について、<u>石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に</u>係るものを明らかにすること。</td> <td>備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる事項について、<u>石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。</u></td> </tr> </table> <p>2・3 (略)</p>	(略)	(略)	備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物（ <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。以下同じ。</u> ）、 <u>水銀使用製品産業廃棄物（同号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物をいう。以下同じ。）</u> 又は <u>水銀含有ばいじん等（同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等をいう。以下同じ。）</u> が含まれる場合は、左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる事項について、 <u>石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に</u> 係るものを明らかにすること。	備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる事項について、 <u>石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。</u>	<p>(小規模産業廃棄物処理施設における処理の帳簿)</p> <p><b>第5条</b> 条例第11条第1項に規定する規則で定める事項は、処理する産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる事項について、<u>石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>2・3 (略)</p>	(略)	(略)	備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる事項について、 <u>石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。</u>	
(略)	(略)								
備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物（ <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。以下同じ。</u> ）、 <u>水銀使用製品産業廃棄物（同号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物をいう。以下同じ。）</u> 又は <u>水銀含有ばいじん等（同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等をいう。以下同じ。）</u> が含まれる場合は、左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる事項について、 <u>石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に</u> 係るものを明らかにすること。	備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる事項について、 <u>石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。</u>								
(略)	(略)								
備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる事項について、 <u>石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。</u>									

附 則

この規則は、平成30年9月1日から施行する。



◎新潟県訓令第12号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年 3月新潟県訓令第 8号）の一部を次のように改正する。ただし、別表第 6 第 4号の表新津地域福祉事務所津川地区センター長の項第24号の改正、同号の次に 1号を加える改正並びに同項第25号及び第26号の改正は、平成30年10月 1日から実施する。

平成30年 8月10日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p><b>別表第 5</b>（第14条の 2 関係） （略）</p> <p style="text-align: center;"><b>地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項</b></p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 地域再生法（平成17年法律第24号）<u>第17条の17第5項</u>の規定による地域再生土地利用計画に記載する同条第 4 項第 1 号に掲げる事項の同意をすること。</p> <p>(8) 地域再生法<u>第17条の36第 4 項</u>の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。</p> <p>(9)～(11) （略） （略）</p> <p style="text-align: center;"><b>佐渡地域振興局農林水産振興部副部長（農村振興担当）専決事項</b></p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 地域再生法<u>第17条の17第 5 項</u>の規定による地域再生土地利用計画に記載する同条第 4 項第 1 号に掲げる事項の同意をすること。</p> <p>(8) 地域再生法<u>第17条の36第 4 項</u>の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。</p> <p>(9)～(11) （略） （略）</p> <p><b>別表第 6</b>（第15条関係）</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">専決権限を</td> <td style="text-align: center;">専 決 事 項</td> </tr> </table>	専決権限を	専 決 事 項	<p><b>別表第 5</b>（第14条の 2 関係） （略）</p> <p style="text-align: center;"><b>地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項</b></p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 地域再生法（平成17年法律第24号）<u>第17条の7第 5 項</u>の規定による地域再生土地利用計画に記載する同条第 4 項第 1 号に掲げる事項の同意をすること。</p> <p>(8) 地域再生法<u>第17条の27第 4 項</u>の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。</p> <p>(9)～(11) （略） （略）</p> <p style="text-align: center;"><b>佐渡地域振興局農林水産振興部副部長（農村振興担当）専決事項</b></p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 地域再生法<u>第17条の7第 5 項</u>の規定による地域再生土地利用計画に記載する同条第 4 項第 1 号に掲げる事項の同意をすること。</p> <p>(8) 地域再生法<u>第17条の27第 4 項</u>の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。</p> <p>(9)～(11) （略） （略）</p> <p><b>別表第 6</b>（第15条関係）</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">専決権限を</td> <td style="text-align: center;">専 決 事 項</td> </tr> </table>	専決権限を	専 決 事 項
専決権限を	専 決 事 項				
専決権限を	専 決 事 項				

有する者	
(略)	
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新潟庶務 ・課税担 当、新潟 収税担 当、新津 収税担 当、柏崎 収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ヒ (略) フ 新潟県産業拠点強化を促進 するための県税の特例に関す る条例(平成27年新潟県条例 第50号)第1条の2及び第2 条の規定により、 <u>法人の県民 税等</u> の不均一課税をすること。 ハ <u>新潟県産業拠点強化を促進 するための県税の特例に関す る条例第1条の3の規定によ り、事業税等の課税免除をす ること。</u> (3)・(4) (略)
(略)	
県税部 副部長 (新潟庶 務・課税 担当に限 る。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ネ (略) ノ 新潟県産業拠点強化を促進 するための県税の特例に関す る条例第1条の2及び第2条 の規定により、 <u>法人の県民税 等</u> の不均一課税をすること。 ハ <u>新潟県産業拠点強化を促進 するための県税の特例に関す る条例第1条の3の規定によ り、事業税等の課税免除をす ること。</u> (3) (略)
(略)	
(4) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長 等の個別専決事項	
専決権限を 有する者	専決事項
(略)	
新津地域福 祉事務所津 川地区セン ター長	(1)～(8)の2 (略) (8)の3 <u>生活保護法第55条の5 第1項の規定により、進学準備 給付金を支給すること。</u> (8)の4 <u>生活保護法第55条の6 の規定により、被保護者等に報 告を求めること。</u> (9)～(15)の2 (略) (15)の3 <u>生活保護法第78条第3</u>

有する者	
(略)	
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新潟庶務 ・課税担 当、新潟 収税担 当、新津 収税担 当、柏崎 収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ヒ (略) フ 新潟県産業拠点強化を促進 するための県税の特例に関す る条例(平成27年新潟県条例 第50号)第2条の規定により、 <u>事業税等</u> の不均一課税をす ること。 (3)・(4) (略)
(略)	
県税部 副部長 (新潟庶 務・課税 担当に限 る。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ネ (略) ノ 新潟県産業拠点強化を促進 するための県税の特例に関す る条例第2条の規定により、 <u>事業税等</u> の不均一課税をす ること。 (3) (略)
(略)	
(4) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長 等の個別専決事項	
専決権限を 有する者	専決事項
(略)	
新津地域福 祉事務所津 川地区セン ター長	(1)～(8)の2 (略) (8)の3 <u>生活保護法第55条の5 の規定により、被保護者等に報 告を求めること。</u> (9)～(15)の2 (略) (15)の3 <u>生活保護法第78条第3</u>

	<p>項の規定により、就労自立給付金費又は進学準備給付金費の費用の額等を徴収すること。</p> <p>(16)～(23) (略)</p> <p>(24) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第6条第1項の規定により、生活困窮者住居確保給付金を支給すること。</p> <p>(24)の2 <u>生活困窮者自立支援法第7条第1項に規定する生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業に係る支援を決定すること。</u></p> <p>(25) <u>生活困窮者自立支援法第7条第2項に規定する生活困窮者一時生活支援事業に係る支援を決定すること。</u></p> <p>(26) <u>生活困窮者自立支援法第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業に係る支援を決定すること。</u></p>		<p>項の規定により、就労自立給付金費の費用の額等を徴収すること。</p> <p>(16)～(23) (略)</p> <p>(24) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第5条第1項の規定により、生活困窮者住居確保給付金を支給すること。</p> <p>(25) <u>生活困窮者自立支援法第6条第1項に規定する生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業及び生活困窮者家計相談支援事業に係る支援を決定すること。</u></p> <p>(26) <u>生活困窮者自立支援法第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業に係る支援を決定すること。</u></p>
(略)		(略)	

- ◎新潟県訓令第13号
- ◎新潟県議会訓令第1号
- ◎新潟県人事委員会訓令第3号
- ◎新潟県監査委員訓令第1号

本 庁  
 地 域 機 関  
 県 議 会 事 務 局  
 人 事 委 員 会 事 務 局  
 監 査 委 員 事 務 局  
 労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員健康管理規程（昭和52年4月新潟県訓令第11号、昭和52年4月新潟県議会訓令第3号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第3号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成30年8月10日

新潟県知事 花角 英世  
 新潟県議会議長 沢野 修  
 新潟県人事委員会委員長 鶴巻 克恕  
 新潟県代表監査委員 栗山 和廣

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表第1（第4条関係）</b> 採用時等健康診断				<b>別表第1（第4条関係）</b> 採用時等健康診断			
	対象者	検査の項目	備考		対象者	検査の項目	備考
	1 新規採用職員	(1)～(14) (略) <u>(15) 血清クレアチニン検査（医師が必要と認める場合）</u>	(略)		1 新規採用職員	(1)～(14) (略)	(略)
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
		(注) (略)				(注) (略)	
<b>別表第2（第4条関係）</b> 一般定期健康診断				<b>別表第2（第4条関係）</b> 一般定期健康診断			
	区分	対象者	検査の項目		区分	対象者	検査の項目
		(略)				(略)	
	2 生活習慣病検診	30歳以上の職員及び交替制勤務により深夜業務に従事する職員	(1)～(14) (略) <u>(15) 血清クレアチニン検査（医師が必要と認める場合）</u>		2 生活習慣病検診	30歳以上の職員及び交替制勤務により深夜業務に従事する職員	(1)～(14) (略)
			(略)				(略)
		(略)				(略)	

告 示

## ◎新潟県告示第872号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年8月10日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護	ツクイ長岡宝	新潟県長岡市宝2丁目1-8	株式会社ツクイ	平成30年8月1日

## ◎新潟県告示第873号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年8月10日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
特別養護老人ホーム美沢	新潟県長岡市美沢4丁目211-6	社会福祉人長岡福祉協会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成30年6月29日	平成30年7月31日

## ◎新潟県告示第874号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成30年8月10日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
共栄堂薬局 柏崎店	柏崎市茨目1丁目3番18号	育成医療・更生医療	平成30年8月1日
なかじょう訪問看護ステーション新発田	新発田市豊町4丁目1番15号	育成医療・更生医療	平成30年8月1日
村上市岩船郡医師会訪問看護ステーションふる里	村上市若葉町10-7	育成医療・更生医療	平成30年8月1日

## ◎新潟県告示第875号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年8月10日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	住所	担当する医療の種類	廃止年月日
栄屋薬局	南魚沼郡湯沢町大字土樽68-1	育成医療・更生医療	平成30年6月30日

## ◎新潟県告示第876号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。



なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年8月10日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	切田入出野139番1ほか8筆 2.2ha
新発田市	1者	下中山岡平235番1ほか41筆 5.7ha
胎内市	1者	近江新野添1283番2ほか3筆 1.4ha
聖籠町	2者	二本松逆川849番1ほか8筆 0.7ha
新潟市	4者	西区木場下谷地3975番ほか40筆 2.6ha
弥彦村	1者	平野野付90番 0.02ha
長岡市	3者	脇野町久保田123番ほか48筆 8.0ha
魚沼市	1者	横瀬谷内159番1ほか35筆 1.4ha
十日町市	1者	坪山374番1ほか4筆 0.2ha
津南町	2者	上郷大井平7288番1ほか6筆 1.4ha
上越市	2者	島田八幡田742番ほか28筆 1.7ha
糸魚川市	10者	上覚肥前田1507番ほか39筆 2.4ha
佐渡市	5者	泉荒貴コウ223番ほか56筆 6.8ha
合計	34者	329筆 34.5ha

2 申請年月日

平成30年8月1日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第877号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成30年8月10日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15035	登録年月日	平成18年 3月23日					
登録検査機関の名称	株式会社 千手							
代表者氏名	代表取締役 櫃間 英樹							
主たる事務所の所在地	新潟県十日町市中屋敷581							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米、国内産大豆							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	野上 幹規	新潟県十日町市水口沢 154-2	玄米	K1526046				
備考	略称『(株)千手』平成30年8月10日 農産物検査員1名の登録抹消。検査員合計2名。							

◎新潟県告示第878号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成30年 8月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林の所在場所  
新潟県佐渡市鷺崎字シヤマ1078の13
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第879号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成30年 8月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林の所在場所  
新潟県佐渡市石名1200
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第880号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営末沢地区農用地保全施設整備「ため池等整備(地震対策ため池防災)」事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年8月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年8月13日から平成30年9月7日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び三和区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第881号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、上越市及び妙高市の一部を受益地域とする県営木島地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年8月10日

新潟県上越地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年8月13日から平成30年9月7日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び妙高市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第882号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 8月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市北狄1005番2から	新	13.0～35.0メートル	107.8メートル
同市北狄989番1まで	旧	13.0～31.0メートル	107.8メートル

◎新潟県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 8月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市北狄1005番2から同市北狄989番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 8月10日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県給与システム用高速ページプリンタの借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年 8月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達案件の名称  
新潟県給与システム用高速ページプリンタの借上げ
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成30年11月30日（金）

## (4) 納入場所

新潟県庁（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

## 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成30年8月10日（金）から平成30年8月27日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課管理調整係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

## 3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成30年9月27日（木） 午前9時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室

## 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成30年8月10日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

## (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成30年9月6日（木） 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課管理調整係

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

## (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成30年9月18日（火） 午前9時から午後5時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

## 6 入札手続等

## (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

## (2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

## (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げる新潟県給与システム用高速ページプリンタの1か月当たりの賃貸借料をいう。）に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。以下同じ。）に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

## (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

## 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県給与システム用高速ページプリンタの1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 10 その他

## (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

## (2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年8月10日

新潟県知事 花角 英世

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 イオンタウン糸魚川  
 所在地 糸魚川市上刈6丁目439番地1外  
 設置者 イオンタウン株式会社

## 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更、大規模小売店舗において小売業を行う者の撤退）に関する届出  
 公告日 平成30年3月20日

## 3 意見の概要

- (1) 糸魚川市からの意見の概要  
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

## 5 縦覧期間

平成30年8月10日から平成30年9月10日まで

## 採石業務管理者試験の実施について（公告）

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、平成30年度（第47回）採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成30年8月10日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 試験の日時及び場所

平成30年10月12日（金） 午前10時から正午まで  
 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館別館ゆきつばき

## 2 受験手続

- (1) 受験願書請求先  
新潟県土木部河川管理課  
県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所
- (2) 受験願書提出先  
新潟県土木部河川管理課
- (3) 受験願書受付期間  
平成30年8月22日午前8時30分から平成30年9月21日午後5時15分まで  
（郵送の場合は平成30年9月21日付け消印のあるものを有効とする。）

## 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月10日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 落札件名及び数量

- |                |      |
|----------------|------|
| (1) 男性警察官用冬服上衣 | 444着 |
| 〃    冬服ズボン     | 643本 |
| 〃    冬活動服      | 494着 |
| (2) 女性警察官用冬服上衣 | 91着  |
| 〃    冬活動服      | 87着  |
| 〃    冬服ベスト     | 41着  |
| 〃    冬服スカート    | 32枚  |
| 〃    冬服ズボン     | 105本 |
| (3) 男性警察官用合服上衣 | 550着 |
| 〃    合服ズボン     | 660本 |

- |     |            |          |      |
|-----|------------|----------|------|
|     | 〃          | 合活動服     | 552着 |
| (4) | 女性警察官用合服上衣 |          | 93着  |
|     | 〃          | 合活動服     | 90着  |
|     | 〃          | 合服ベスト    | 88着  |
|     | 〃          | 合服スカート   | 47枚  |
|     | 〃          | 合服ズボン    | 170本 |
|     | 〃          | 制服用ワイシャツ | 400着 |
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県出納局会計検査課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日  
平成30年6月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 上記1(1)について  
株式会社堀口繊維工業  
新潟県新潟市西区寺尾2番29号
- (2) 上記1(2)、(3)及び(4)について  
小池被服株式会社  
新潟県新潟市西区平島2丁目8番地6
- 5 落札価格
- (1) 上記1(1)について  
28,573,722円
- (2) 上記1(2)について  
6,075,162円
- (3) 上記1(3)について  
31,166,856円
- (4) 上記1(4)について  
11,156,616円
- 6 契約決定方式  
一般競争入札
- 7 落札方式  
最低価格
- 8 入札公告日  
平成30年4月20日

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、サンプルチェンジャ機能付きヨウ素サンブラの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成30年8月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量  
サンプルチェンジャ機能付きヨウ素サンブラ 2式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成31年3月20日(水)
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
-



## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県出納局会計検査課物品契約係  
電話番号 025-280-5490  
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

平成30年9月20日(木) 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所

平成30年9月21日(金) 午後2時30分  
新潟県庁出納局会計検査課入札室

## 4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を平成30年8月24日(金)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成30年9月10日(月)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否  
要
- (9) 不当介入に対する通報報告  
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。
- (10) 契約の停止等  
当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (11) その他  
詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Iodine sampler with sample changer function [2] units
- (2) Deadline for bid participant applications:  
5:00 P.M. September 10, 2018
- (3) Date of bid opening:  
2:30 P.M. September 21, 2018
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:  
Audit Division  
Bureau of the Treasury  
Niigata Prefectural Government  
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570  
TEL: 025-280-5490  
E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、聴力検査室等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年8月10日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
聴力検査室等 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成31年8月30日（金）  
ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。
- (4) 納入場所  
新潟県立加茂病院
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成30年8月24日（金）午後5時00分

### 4 入札、開札の日時及び場所

平成30年8月28日（火）午前10時00分

新潟県立加茂病院講堂

### 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、薬剤備品その1の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年8月10日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

---

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

薬剤備品その1 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成31年8月30日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

## (4) 納入場所

新潟県立加茂病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年8月24日(金)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成30年8月28日(火)午前11時00分

新潟県立加茂病院講堂

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれ

を無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第51号

平成30年 6 月10日執行の新潟県知事選挙における当選の効力に関し、新潟市江南区諏訪 3 丁目 6 番10号渡辺一善から提起された異議の申出に対し、平成30年 7 月25日次のとおり決定した。

平成30年 8 月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

### 決 定 書

異議申出人 新潟市江南区諏訪 3 丁目 6 番10号  
渡辺 一善

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成30年 6 月25日に提起された平成30年 6 月10日執行の新潟県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、新潟県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

### 主 文

本件異議の申出を棄却する。

### 異議申出の要旨及び理由

#### 1 異議申出の要旨

申出人は、次の異議申出の理由により、本件選挙における当選人の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

#### 2 異議申出の理由

異議申出の理由を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 新潟市選挙管理委員会（以下「新潟市選管」という。）において、「500票バーコードシステム」による票の集計に誤作動及び不正の疑いなどがある。
- (2) 期日前投票所において、投票箱の中身がすり替えられている疑いがある。
- (3) その他、本件選挙以外の選挙訴訟事案等により本件選挙が信頼のないものとなっているなど。

### 決定の理由

当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理し

た。その結果は以下のとおりである。

- 1 当選の効力に関する争訟においては、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされている。
- 2 以上の観点から、申出人が主張する申出理由が、当選無効の原因となり得べき違法事由に該当するか否かについて判断する。
  - (1) 異議申出の理由(1)について
 

申出人は、新潟市選管において、「500票バーコードシステム」による票の集計に誤作動及び不正の疑いなどがある旨を主張するが、申出人の主張を裏付けるだけの具体性や客観性を有する証拠類はなんら提出されておらず、申出人の主張は採用することができない。
  - (2) 異議申出の理由(2)について
 

申出人は、期日前投票所において、投票箱の中身がすり替えられている疑いがある旨を主張するが、実際にどのように不正が行われたのかということについて、具体的な事実に基づく主張が認められず、申出人の主張は採用することができない。
  - (3) 異議申出の理由(3)について
 

申出人は、本件選挙以外の選挙訴訟事案等により本件選挙が信頼のないものとなっているなどと主張するが、県内のいずれの開票所等において、実際にどのような不正等が行われたのかということについて、具体的な事実に基づく主張が認められず、申出人の主張は採用することができない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申出人の主張にはいずれも理由はなく、当委員会は主文のとおり決定する。

平成30年7月25日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 長津 光三郎

教示

公職選挙法第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

### 監査委員告示

#### ◎新潟県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成30年8月10日

新潟県監査委員	栗山和廣
新潟県監査委員	石塚健
新潟県監査委員	長部登
新潟県監査委員	高橋猛

#### 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
小武 賢二	新潟県新潟市中央区米山1丁目4番地1 506号
長部 勝洋	新潟県新潟市中央区西堀前通2番町713番地3 ダイアパレス西堀前通204号
田中 保隆	新潟県新潟市西区五十嵐中島5丁目13番5号
亀山 義浩	新潟県新潟市中央区学校町通1番町5番地2 ダイアパレス市役所前403号
佐藤 央宗	新潟県新潟市中央区女池上山3丁目20番10号

- 佐藤 愛 新潟県新潟市中央区旭町通2番町5230番地11 旭ハウス2A
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成30年8月10日から平成31年3月31日まで

## 教育委員会告示

## ◎新潟県教育委員会告示第12号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第1項に基づく届出により、平成30年8月3日に次のとおり施設の名称を変更登録した。

平成30年8月10日

新潟県教育委員会教育長 池田 幸博

設置者の名称及び住所	上越市
施設の名称	上越市立歴史博物館 【変更前】 上越市立総合博物館
施設の所在地	上越市本城町7番7号
登録番号	新潟県第10号
博物館の変更年月日	平成30年7月21日